

移住支援補助金申請の手引き

2026 年度版

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

目 次

	頁
1 移住支援補助金とは	1
2 移住元要件	1
3 移住先要件	3
4 補助金の額	5
5 申請書類	5
6 補助金交付の条件	7
7 補助金の返還	7
8 申請期限	7
9 補助金交付後の届出義務	8
10 問合せ・申請方法	9

1 移住支援補助金とは

移住支援補助金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から名古屋市へ移住し、移住支援補助金対象求人^{※1}に就業した方等に、国・愛知県・名古屋市が共同で補助金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 移住元要件」と「3 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。なお、名古屋市ではテレワークは支給対象の要件として認めておりませんので、ご注意ください。

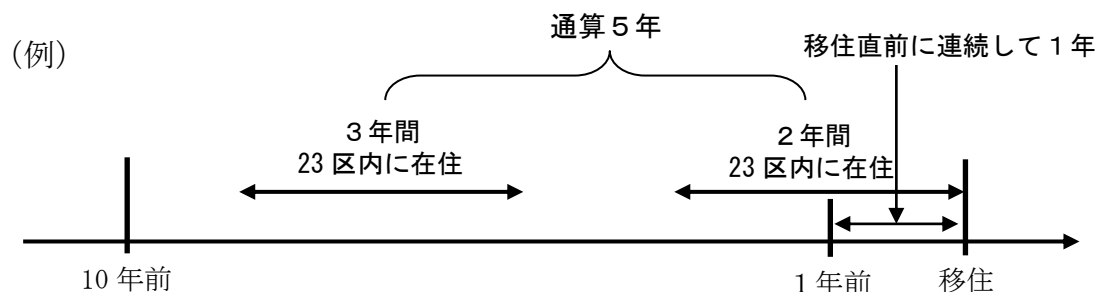
また、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件となります。必要書類などは愛知県の経済産業局革新事業創造部スタートアップ支援課戦略推進グループ（電話番号 052-954-6331）へお問合せください。

2 移住元要件

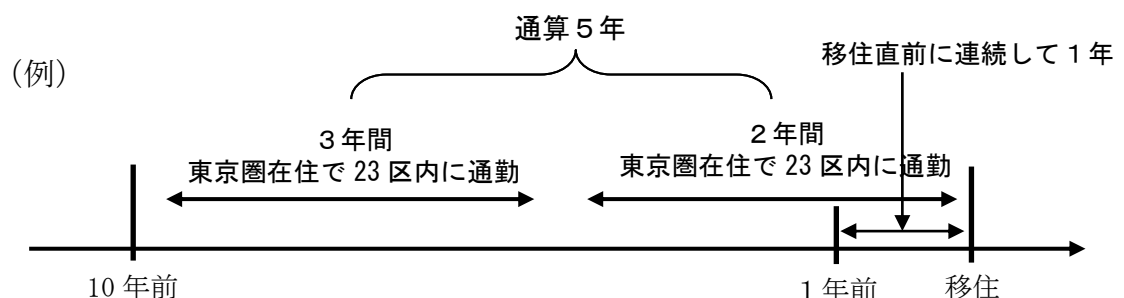
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当すること。

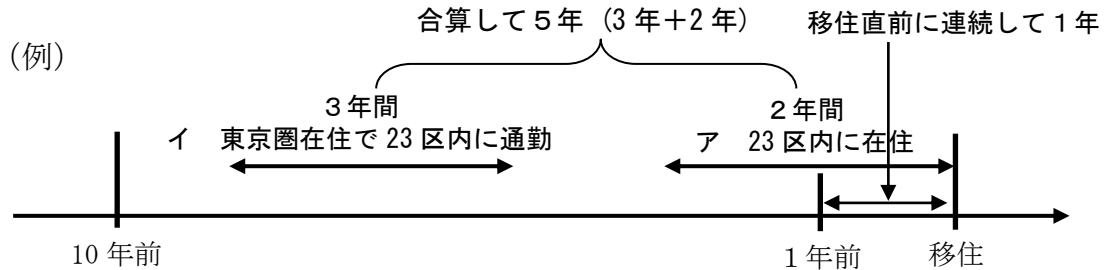
ア 名古屋市へ移住^{※1}する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」



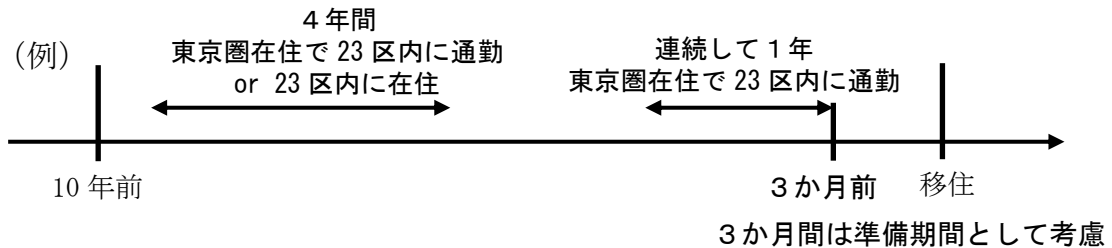
イ 名古屋市へ移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域^{※2}以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」



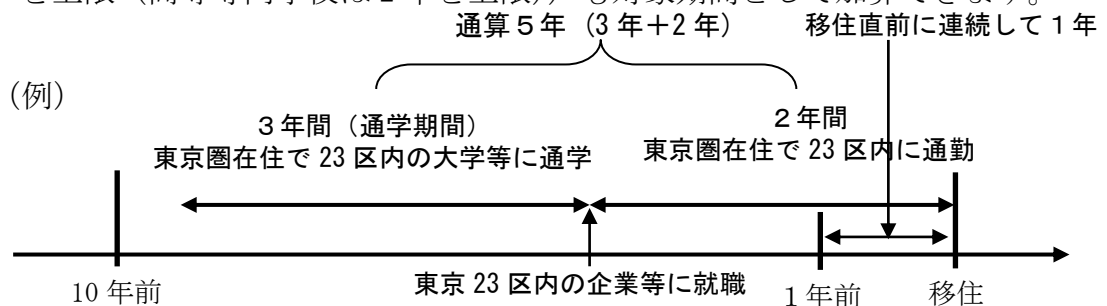
(注1) 「ア 東京 23 区内に在住していたこと」と「イ 東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上」を満たしても対象となります。



(注2) 「移住する直前に連続して 1 年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「1 年以上」の期間については、移住する 3 か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3 か月の期間中に東京圏（条件不利地域を除く）から転出している場合は対象外となります。)



(注3) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限（高等専門学校は 2 年を上限）も対象期間として加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を名古屋市に異動し、生活の本拠を名古屋市へ移すことをいいます。また、移住する日とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2) 次のア～ウの全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他愛知県又は名古屋市が移住支援補助金の対象として不適当と認められた者でないこと。

3 移住先要件

次の①に定める要件を満たす者のうち、②から⑥に定める要件のいずれか1つを満たす者

※名古屋市ではテレワークは支給対象の要件として認めておりません。

① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

- ア 補助金の申請時において、移住後1年以内であること。
- イ 名古屋市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～クの全てに該当すること。

- ア 勤務地(就業場所)が名古屋市内に所在すること。
- イ 転入日時点で満50歳以下であること。
- ウ 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援補助金の対象としてマッチングサイト^{※3}に掲載している求人であること。
- エ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業していること。
- カ 求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
- キ 当該法人等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※3 「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいちUIJターン支援センター」のWebページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次のア～オの全てに該当すること。

ア 勤務地(就業場所)が名古屋市内に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該法人等に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ 起業に関する要件

愛知県が実施する「あいちスタートアップ創業支援事業」における起業支援金の交付決定を受けていること。

⑤ 関係人口（移住就業者）に関する要件

本市に居住経験を有する者のうち、次のア～カの全てに該当すること。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく認定新規就農者（以下「認定新規就農者」という。）又は認定農業者（以下「認定農業者」という。）の法人等に就業していること。

イ 勤務地(就業場所)が名古屋市内に所在すること。

ウ 転入日時時点で満 50 歳以下であること。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業していること。

オ 当該法人等に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

⑥ 関係人口（移住起業家）に関する要件

本市に居住経験を有する者のうち、認定新規就農者の認定を受けていること。

4 補助金の額

補助金の額は次のとおりです。

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯 ^{※4} での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 ^{※5}	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※4 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※5 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます。(ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象。)
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

5 申請書類

補助金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。なお、電子申請サービスを利用すると、作成を省略できる書類がございます。ぜひご活用ください！

(1) すべての方が提出

- 名古屋市移住支援補助金交付申請書（電子申請システムにより申請を行った場合は、本申請書の作成を省略することができます。）
- 誓約事項及び調査同意書（電子申請システムにより申請を行った場合は、本書類の作成を省略することができます。）
- 写真付き身分証明書
例：運転免許証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート等
- 住民票の写し

※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分

- 移住元での住民票の除票の写し（又は、戸籍の附票の写し）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 委任状（ご本人でない方が持参される場合のみ）

＜移住先の形態等で該当するものを提出＞

① 就業の場合

- 就業証明書（電子申請・電子メールでの提出の場合は写しでも可）
- 労働条件通知書の写し
- 雇用保険の被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し

② 起業の場合

- 起業支援金交付決定通知書の写し

③ 関係人口（移住就業者）の場合

- 就業証明書（電子申請・電子メールでの提出の場合は写しでも可）
- 認定農業者認定書の写し又は認定新規就農者認定書の写し
- 勤務地や勤務時間等の労働条件が確認できる書類（労働条件通知書の写し、雇用保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し、農業経営改善計画の写し、青年等就農計画の写し又は家族経営協定書の写し）

④ 関係人口（移住起業者）の場合

- 認定新規就農者認定書の写し

（2）東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた方（法人経営者または個人事業主を除く）

- 退職証明書又は就業証明書等の東京23区での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

（3）東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者または個人事業主

- 開業届出済証明書や個人事業等の納税証明書等の東京23区での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

（4）東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方

（注）通学期間を移住元としての対象期間に含める場合

- 卒業証明書、成績証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類
- 退職証明書等の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

6 補助金交付の条件

- (1) 補助金の申請日から5年以内に住所の変更があった場合、または補助金の申請日から1年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかに名古屋市に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び名古屋市から求められた場合には、それに応じること。

7 補助金の返還

重要

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただくことがあります。

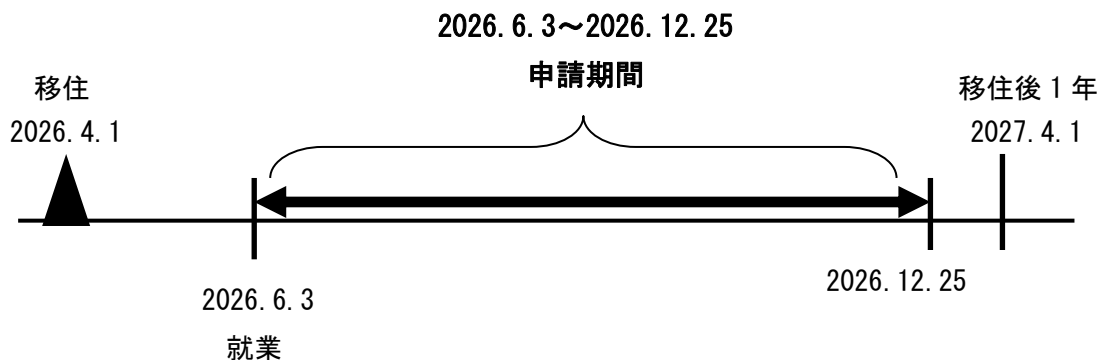
- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金の申請日から3年未満に名古屋市から転出した場合
 - ウ 就業又は関係人口（移住就業者）の要件を満たす補助対象者が補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
 - エ 就業又は関係人口（移住就業者）の要件を満たす補助対象者が補助金の申請日から1年以内に勤務地が名古屋市外に変更となった場合
 - オ 起業の要件を満たす補助対象者が起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - カ 関係人口（移住起業家）の要件を満たす補助対象者が認定新規就農者の認定を取り消された場合
- (2) 半額の返還
補助金の申請日から3年以上5年以内に名古屋市から転出した場合

8 申請期限

2026年12月25日（金）までに申請してください。

- ※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。
- ※申請期限以降、2027年3月31日（水）までに申請要件を満たさなくなる場合は、個別にご相談ください。

○2026年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



※移住日が2026年3月31日以前の場合、従前の例によるため、申請期限、要件が異なります。詳しくは下記問合せ先までお問合せください。

9 補助金交付後の届出義務

申請後、一定の期間内に届出内容についての変更の有無に係る届出をしてください。確認の結果、返還要件に該当する変更がある場合は、補助金の返還となる可能性がありますので注意してください。また、補助金の申請日から起算して1年の時点および就業先を変更された場合には、補助金申請時の就業先に対しても本市から届出を依頼します。

<届出の内容について>

	定期	随時
届出時期	補助金の申請日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年（年1回）	交付申請書の記載内容の変更が生じたとき 又は変更となることが分かったとき
届出内容	住所 勤務先名 勤務地（就業場所）	住所 勤務先名 勤務地（就業場所）
使用様式	名古屋市移住支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】	

10 問合せ・申請方法

(1) 問合せ先

名古屋市経済局産業労働部労働企画課

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所本庁舎5階

電話 052-972-3145 e-mail a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

(2) 申請方法

原則電子申請サービスよりご申請ください。

(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure/3992121800511472461>) 様式がある書類につきましては、市公式ウェブサイトよりダウンロードしてご記入の上、添付してください。(電子申請サービスでの申請が難しい場合は、電子メール・郵送・持参等で申請いただくことも可能です。) なお、支給要件に該当するか事前に確認しますので、申請書類を準備する前に必ずお問い合わせください。

(3) 参考

名古屋市移住支援補助金のご案内



名古屋市電子申請サービス

